破産手続廃止

平成２８年（フ）第３１７号
広島市東区温品３丁目11番９―201号　山本星九方、商業登記簿上の本店所在地広島県尾道市新浜１丁目７番13号
破産者　有限会社興星
1　決定年月日　平成28年８月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第９１号
宮城県大崎市鳴子温泉字末沢１番地の８
破産者　株式会社ホテル紫雲峡
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２７年（フ）第４５５号
相模原市緑区大島2257番地１
破産者　有限会社ミキ技工
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第１７６号
相模原市南区上鶴間本町九丁目10番66号
破産者　株式会社ｃｏｍｐｌｅｘｉｏｎ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４８号
富山県氷見市大野813番地１
破産者　有限会社ルルド
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２８年（フ）第５２２号
名古屋市中川区野田３丁目162番地
破産者　有限会社トキワ工業
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
三重県松阪市中道町653番地
破産者　五十鈴化成物産有限会社
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２７年（フ）第５号
三重県松阪市石津町407番地15
破産者　山本　陽一
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２８年（フ）第２６号
三重県名張市平尾3003番地
破産者　有限会社ヌーボ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２７号
三重県名張市梅が丘北３番町279番地
破産者　佐藤　和昭
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第２８号
三重県名張市梅が丘北３番町279番地
破産者　佐藤　清美
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第３３号
最後の住所　三重県名張市富貴ケ丘４番町2581番地219
破産者　亡加藤文雄相続財産
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２５年（フ）第５４６８号
大阪市浪速区敷津東２丁目５番11号
破産者　株式会社長野工務店
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４８７号
大阪府高槻市城北町１丁目６番８号
破産者　株式会社レミ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４７０５号
大阪市西区西本町２丁目１番37号
破産者　有限会社エス
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８６５号
大阪市北区天神橋１丁目９番13号
破産者　株式会社シーフェス
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第８８８号
大阪府守口市南寺方東通１丁目４番４号
破産者　キョーエイ・ビジネス株式会社
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１６５号
大阪府茨木市庄２丁目７番31号
破産者　有限会社エビストレーディング
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８０９号
大阪府寝屋川市高柳３丁目３番11号ファミーユ・クァトロ101号室
破産者　株式会社ラッシュ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８６１号
大阪府豊中市新千里東町２丁目７番Ｃ19―210号
破産者　山本流通システム株式会社
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９３２号
大阪市北区西天満５丁目16番13号
破産者　株式会社ノイズエッジ
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２９号
大阪府羽曳野市羽曳が丘西３丁目４番27号
破産者　有限会社リバティー
1　決定年月日　平成28年９月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係